

長建協発第142号
平成28年7月5日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

産業廃棄物税収を活用した事業に係る提案・要望等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県においては、平成17年4月から産業廃棄物税を導入しており、その税収の使途は産業廃棄物税条例第21条の規定により、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進及びその他適正な処理の推進を図る施策に要する費用を充てることとされております。

今般、平成29年度の具体的な税収活用事業を検討するにあたり、税収の活用方法に関する提案・要望を求める旨、別添のとおり長崎県環境部廃棄物対策課長より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、提案・要望の際は、平成28年7月8日（金）までに別添様式により下記の宛先まで FAX またはメールにてご回答願います。

☆お申し込み・お問い合わせ先

長崎県環境部廃棄物対策課
循環型社会推進班 里

TEL : 095-895-2373

FAX : 095-824-4781

E-mail : sato-dai@pref.nagasaki.lg.jp